

【 投 薬 】

239 抗アレルギー薬の併用投与について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

次の抗アレルギー薬の併用投与は、原則として認められる。

- (1) 抗ヒスタミン作用を持つ第1世代1種類と第2世代1種類
- (2) 抗ヒスタミン作用を持つもの1種類と抗ヒスタミン作用を持たないものの1種類
- (3) 抗ヒスタミン作用を持たないもの（作用機序の異なる）2種類
- (4) 皮膚科領域における抗ヒスタミン作用を持つ抗アレルギー薬1種類と抗ヒスタミン作用を持たない抗アレルギー薬（作用機序の異なる）2種類の3種類

○ 取扱いを作成した根拠等

抗アレルギー薬は、その薬理作用からケミカルメディエーター遊離抑制薬、ケミカルメディエーター受容体拮抗薬、 Th_2 サイトカイン阻害薬等に分けられ、ケミカルメディエーター受容体拮抗薬には、ヒスタミン H_1 受容体拮抗薬（抗ヒスタミン薬）（第1世代、第2世代）、ロイコトリエン受容体拮抗薬、トロンボキサン A_2 合成阻害薬、トロンボキサン A_2 受容体拮抗薬がある。

アレルギー疾患では、その原因、発症機序が多岐にわたるため、作用機序、効果発現時間、効果持続期間及び副作用発現頻度等、それぞれ異なる特徴を有する抗アレルギー薬は、重症度と病型に応じて併用投与する。

以上のことから、上記(1)から(4)の抗アレルギー薬の併用投与は、原則として認められると判断した。